

■日本薬理学会にご賛助いただく皆様へ■



「税制優遇措置」のご案内



公益社団法人日本薬理学会への寄附金には、公益法人への寄附として、所得税・法人税の税制上の優遇措置を受けることができます。また、一部の自治体では、個人住民税の寄附金控除の対象となります。

◆個人の税制優遇について◆

1. 所得税

寄附金から2千円を差し引いた金額を寄附者の年間所得から控除できる所得控除(年間所得の40%が限度)と寄附金から2千円を差し引いた金額に4割を乗じた額を所得税額から控除できる税額控除(所得税額の25%が限度)のいずれか有利な方の選択適用が可能です。

○所得控除

$(\text{寄附金合計}^{*1} - 2,000\text{円}) = \text{所得控除額}$

※1 所得金額の40%相当額が限度

○税額控除

$(\text{寄附金合計}^{*1} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}^{*2}$

※1 所得金額の40%相当額が限度

※2 所得税額の25%が限度

2. 個人住民税

都道府県民税および市区町村民税につきまして控除対象となるか否かは、居住地により異なります。詳細はお住まいの各都道府県および市区町村へお問い合わせください。寄附金控除の上限額は、年間所得の30%までとなります。

◆法人の税制について◆

当法人に対する寄附金は、その寄附金の合計額と寄附金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

税制改正により損金算入限度額が拡大しました。

◆◆公益法人への寄附金の損金算入限度額の計算◆◆

$(\text{資本金等の金額}^{*} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \div 2$

※ 資本金等の金額：資本の金額と資本積立金の合計額

必要な手続き

確定申告書に、「寄附金の損金算入に関する明細書」(別表十四(二)) および当法人が発行する領収書を添付して提出します。この領収書は当法人よりご郵送致します。

限度額は、法人の資本金等の金額や所得の金額によって異なります。



公益社団法人 日本薬理学会

〒113-0032 東京都文京区弥生2-4-16 学会センタービル

TEL:03-3814-4828

FAX:03-3814-4809

society@pharmacol.or.jp

http://www.pharmacol.or.jp